

【DC協会としてのDC法等改正内容への提言】

今般の確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（今通常国会に議案提出済）にて企業型確定拠出年金や個人型確定拠出年金の大幅な改革に伴い、確定拠出年金法設立時より日本の確定拠出型年金教育・普及の為 長年活動してきたNPO法人DC協会として、確定拠出年金の今後の課題に対して 厚生労働省、金融庁等 関係機関に対して提言をします。

I 確定拠出年金の制度改善要望

【改正点】 企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金を70歳までに引き上げ。

（現在の加入者資格喪失年齢は個人型確定拠出年金は60歳、企業型確定拠出年金は65歳まで）

（理由1）企業型確定拠出年金と国民年金基金は既に65歳まで改定済だが、個人型確定拠出年金は60歳までで制度の整合上でも、個人型確定拠出年金の速やかな改正が必要です。

（理由2）老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するために、加入範囲を最大化するとともに加入者資格喪失年齢を70歳まで引き上げることが、公的年金を補完し、老後資金を準備するためにも必要です。

（理由3）企業型確定拠出年金においても70歳までの加入を可能とし、日本の今後の高齢年齢者雇用制度にマッチした、より簡便な選択余地がある柔軟な制度改定が必要です。

（現状の問題点）企業型確定拠出年金は、65歳まで改訂されてはいるが、現在下記の問題等があります。

- ・60歳未満から企業型確定拠出年金に加入していた者」に限られ、新たに60歳以上で入社した者や、60歳以降に企業型確定拠出年金が導入された場合は加入できません。
- ・延長されると本人のライフプランに合わせて、60歳で受給するという選択肢がなく、一律加入者は引上げ後の資格喪失年齢到達または退職しなければ受給できない。
- ・さらに、延長されると、60歳年齢到達により資格喪失した者で運用指図者となっている者や、年金を受給している者までが対象となる。

など、かなり厳しい条件となっています。また、再雇用と定年延長では、手続の内容が違う（例えば、事業主返還や退職一時金等からの制度移換金がある場合の一括拠出など）など複雑になっており、なかなか導入する企業が少ないのが現状です。

【改正点】 退職年金等積立金に対する特別法人税（1.173%）の完全廃止。（現状 2017年3月末まで凍結）

（理由）老後資金準備の為、個人の自助努力を支援すべき確定拠出年金に対して特別法人税を課税する事はなじみません。

【改正点】中途引出要件の緩和（激甚災害被災時・経済的困窮時は課税ペナルティ無しにして中途引出可能へ）

（理由1）特に若年層加入者にとって、様々な経済問題が発生時 まったく中途引き出しが出来ない事が確定拠出年金の加入阻害要因となり得ます。

（理由2）「激甚災害被災」による自宅損壊・流失・焼失（単独でも）など生活基盤を失った場合も含める。ただし、中途引き出しするかしないかは加入者の選択です。

【改正点】脱退一時金要件の緩和

（理由）自動移換問題の放置は個人型加入が緩和（第3号被保険者・公務員等）されたことにより、ある程度の解消が進むものと思われ、脱退一時金要件の緩和（「放置1年間で払い出す」など）の見直しも必要です。

【改正点】拠出限度額の増額（米国の様に50歳以上にキャッチアップ拠出制度を導入する。）

（理由）退職後の老後準備を経済的に開始できるのは50歳以上になるケースが多い為50歳までは住宅・教育等家計負担が大きく、老後資金準備の為の資金余力を充分確保することが難しいです。50歳以上を対象に拠出限度額を増やすことで、老後資金の自助努力を促進することが可能となります。

II 運用、教育の課題への提言

【改正点】新しい個人型確定拠出年金の周知・啓蒙

（理由）確定拠出年金の優位性（優遇税制（拠出・運用・受取）、長期分散投資、積立等）および老後資金準備の必要性を周知するための誰でも分かりやすい広報が必須です。

【改正点】個人型加入者・指図者・自動移管者への制度説明の必要性

（理由）企業型確定拠出年金の教育の責任者は事業主だが、個人型は加入が任意であるため教育責任は誰であろう自己に責があります。だからこそ確定拠出年金に限らず、NISA他を含め「自己資金育成のための投資目的に応じた教育」が必要と思われ、

【改正点】上記を行う中立的立場のアドバイザーの必要性

（理由）運営管理機関の選考アドバイス（運管手数料・運用商品・信託報酬等）

（理由）個人型DC加入者・指図者・自動移管者への中立的な立場での制度説明

（理由）DCアドバイザー（DC協会）等の活用・

（理由）DCに限らず、NISAなどの個人向け金融商品にも詳しいことが必要です。

【改正点】受給についての教育が必要性

（理由）企業型含めて、取崩し型、年金の設計方法に対する指導が充分行われていないのが現状。加入期間中と受給期間での資産運用の相違などの教育も必要です。

現状では一時金で受給している人がほとんどなのは教育不足も一因とも考えられます。

【改正点】企業型確定拠出年金のデフォルト商品への教育の必要性（リスク商品の場合）

【改正点】元本確保型商品の削減と運用商品提供数の抑制については慎重に行うべき

（理由）新しく確定拠出年金を導入する企業はともかく、すでに導入された企業の現加入者、運用者の立場からはかならずしもプラスにならず法制化にはなじまないため慎重に対応していただきたいです。